

第 181 回 山口県医師会臨時代議員会



と き
平成 30 年 5 月 17 日 (木)
15:00 ~ 16:43
と ころ
山口県医師会

定刻、事務局長より第 181 回山口県医師会臨時代議員会の開会が告げられ、河村会長が挨拶を行う。

会長挨拶

河村会長 代議員の皆様には、ご多忙の中ご参集



いただき誠にありがとうございます。本会の代議員の任期は、定款第 15 条で 5 月 1 日より 2 年間となっておりますので、今後 2 年間よろしくお願いたします。

本日は、定款第 32 条第 7 項に基づく次期役員等候補者を選出するための予備選挙及び日本医師会代議員・予備代議員選出のための選挙を行います。その後、日本医師会代議員会の報告、平成 30 年度の県医師会の事業計画及び予算につきまして報告させていただきますので、長時間になりますがよろしくお願いたします。

仮議長選出

河村会長 議長が選出されるまでの間、慣例により最年長議員に仮議長をお願いすることにいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(拍手多数)

ご賛同をいただきましたので、本日まで出席の代議員の中で最年長の森松光紀 議員に仮議長をお願いしたいと存じます。

森松光紀 議員、よろしくお願いたします。

—森松仮議長、議長席に着く—

森松仮議長 年長の故を以って、議長が選定されるまでの間、しばらく議長職を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いたします。

人員点呼

森松仮議長 では、選挙人の点呼をお願いします。

—事務局長、点呼を行い、代議員定数 61 名中、出席代議員 51 名であり、定足数を満たしていることを報告—

森松仮議長 ただ今の報告のように、代議員会は成立いたしました。それでは、選挙を行いますので議場を閉鎖し、代議員の方々の議場からの出入りを禁止することにいたします。

議事録署名議員の指名

森松仮議長 本日の議事録署名議員の指名を行います。黒川 泰 議員、弘田直樹 議員のお二人をお願いします。

議長選定

森松仮議長 では、定款第 21 条第 2 項に基づき、「第 1 号 山口県医師会代議員会議長の選定」を行います。

(事務局長 第 1 号を朗読)

山口県医師会代議員会議長の候補者は矢野忠生君 1 人であります。

よって、選挙規則第 23 条第 1 項の規定により、矢野忠生 君を当選人とすることにご賛同の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、代議員会議長には、矢野忠生 君の当選が確定し、選定されました。

議 長 矢 野 忠 生 宇部市

森松仮議長 それでは、矢野忠生 君、ご挨拶をお願いします。

矢野議長 この度は議長に選出していただき、ありがとうございます。誠心誠意務めてまいりますので、よろしく願いいたします。

森松仮議長 ここで私の任務が終わりましたので

降壇いたします。ご協力ありがとうございました。

—矢野議長、議長席に着く—

副議長選定

矢野議長 それでは、「第 2 号 代議員会副議長の選定」を行います。

(事務局長 第 2 号を朗読)

ただ今朗読にありましたように、候補者は天野秀雄 君 1 人であります。

よって、選挙規則第 23 条第 1 項の規定により、天野秀雄 君を当選人とすることにご賛同の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、代議員会副議長には、天野秀雄 君の当選が確定し、選定されました。

副議長 天 野 秀 雄 長門市

出席者

代議員

大島郡	嶋元 徹	宇部市	内田 悦慈
玖珂	藤政 篤志	宇部市	森谷浩四郎
熊毛郡	満岡 裕	宇部市	矢野 忠生
吉南	西田 一也	山口市	淵上 泰敬
吉南	小川 清吾	山口市	田村 博子
厚狭郡	河村 芳高	山口市	佐々木映子
美祢郡	坂井 久憲	山口市	林 大資
下関市	木下 毅	山口市	山縣 俊彦
下関市	赤司 和彦	萩 市	綿貫 篤志
下関市	上野 雄史	萩 市	玉木 英樹
下関市	綾目 秀夫	徳山	津田 廣文
下関市	石川 豊	徳山	津永 長門
下関市	野村 茂治	徳山	高木 昭
下関市	吉利用和	徳山	小野 薫
宇部市	黒川 泰	徳山	森松 光紀
宇部市	綿田 敏孝	徳山	山口 雅英
宇部市	西村 滋生	防府	神徳 眞也
宇部市	山本 一嗣	防府	山本 一成

県医師会

防府	木村 正統	会 長	河村 康明
防府	村田 敦	副 会 長	吉本 正博
防府	松村 康博	副 会 長	濱本 史明
下松	宮本 正樹	専務理事	林 弘人
下松	山下 弘巳	常任理事	弘山 直滋
岩国市	小林 元壯	常任理事	萬 忠雄
岩国市	西岡 義幸	常任理事	加藤 智栄
小野田	西村 公一	常任理事	藤本 俊文
小野田	渡邊 悦也	常任理事	今村 孝子
光市	竹中 博昭	常任理事	沖中 芳彦
光市	守友 康則	理 事	白澤 文吾
柳井	弘田 直樹	理 事	香田 和宏
柳井	吉浦 宏治	理 事	清水 暢
長門市	友近 康明	理 事	前川 恭子
長門市	天野 秀雄	理 事	山下 哲男
美祢市	原田 菊夫	監 事	藤野 俊夫
山口大学	松山 豪泰	監 事	篠原 照男
		監 事	岡田 和好

広報委員 石田 健

注) 役職名につきましては、開催日時点でのものとなっております。

議事運営委員の選任

矢野議長 次は、会長選挙であります、選挙に入ります前に議事運営委員の選任についてお諮りします。委員の定数は、代議員会議事規則第 4 条第 2 項に「委員の定数は 8 人とし、そのうち 2 人は議長、副議長とする。」と規定されておりますが、いかが取り計らいましょうか。

(議長一任)

議長一任の声がありましたので、議長、副議長のほかに 6 人の方を私から指名させていただきます。嶋元 徹 君、河村芳高 君、津田廣文 君、神徳真也 君、西村公一 君、竹中博昭 君にお願いしたいと思います。ご異議はございませんか。

(拍手)

ご異議がないようでありますので、議長、副議長のほか、ただ今指名いたしました 6 人の議員を議事運営委員に選任することに決定いたします。

議事運営委員	嶋 元 徹	大島郡
同	河 村 芳 高	厚狭郡(新)
同	津 田 廣 文	徳 山
同	神 徳 真 也	防 府
同	西 村 公 一	小野田
同	竹 中 博 昭	光 市(新)

会長候補者理事の選出

矢野議長 では、選挙に移ります。次期役員候補者を選出するため、定款第 32 条第 7 項に基づく予備選挙を行います。

矢野議長、「第 3 号 会長候補者理事の選出」を上程。定数 1 名、候補者 1 人であり、よって、選挙規則第 23 条第 1 項の規定により次のとおり選出し、第 182 回定例代議員会における会長候補者理事とすることが決定した。

会長候補者理事 河 村 康 明 光 市

副会長候補者理事の選出

矢野議長、「第 4 号 副会長候補者理事の選出」を上程。定数 2 名、候補者 2 人であり、よって、選挙規則第 23 条第 1 項の規定により次のとおり選出し、第 182 回定例代議員会における副会長

候補者理事とすることが決定した。(受付順)

副会長候補者理事 林 弘 人 下関市(新)
同 今 村 孝 子 山口市(新)

理事候補者理事の選出

矢野議長、「第 5 号 理事候補者理事の選出」を上程。定数 14 名、候補者 14 人であり、よって、選挙規則第 23 条第 1 項の規定により次のとおり選出し、第 182 回定例代議員会における理事候補者理事として選出することが決定した。(受付順)

理事候補者理事	伊 藤 真 一	下関市(新)
同	吉 水 一 郎	下関市(新)
同	中 村 洋	山口市
同	萬 忠 雄	山口市
同	郷 良 秀 典	山口市(新)
同	清 水 暢	防 府
同	山 下 哲 男	防 府
同	藤 本 俊 文	岩国市
同	加 藤 智 栄	小野田
同	白 澤 文 吾	山口大学
同	前 川 恭 子	萩 市
同	河 村 一 郎	徳 山(新)
同	沖 中 芳 彦	宇部市
同	長谷川 奈津江	宇部市(新)

監事候補者の選出

矢野議長、「第 6 号 監事候補者の選出」を上程。定数 3 名、候補者 3 人であり、よって、選挙規則第 23 条第 1 項の規定により次のとおり選出し、第 182 回定例代議員会における監事候補者として選出することが決定した。(受付順)

監事候補者 藤 野 俊 夫 下関市
同 篠 原 照 男 下 松
同 岡 田 和 好 長門市

裁定委員候補者の選出

矢野議長、「第 7 号 裁定委員候補者の選出」を上程。定数 11 名、候補者 11 人であり、よって、選挙規則第 23 条第 1 項の規定により次のとおり

選出し、第 182 回定例代議員会における裁定委員候補者として選出することが決定した。(受付順)

裁定委員候補者	守 田 知 明
同	伊 藤 肇
同	秀 浦 信太郎
同	松 村 茂 一
同	平 岡 博 (新)
同	久 保 宏 史
同	砂 川 功 (新)
同	保 田 浩 平 (新)
同	三 好 正 規
同	小 金 丸 恒 夫
同	浅 山 琢 也 (新)

日本医師会代議員の選出

日本医師会代議員、予備代議員の選出は、日本医師会定款施行細則第 41 条で都道府県医師会に委託して行うことになっている。

矢野議長、「第 8 号 日本医師会代議員の選出」を上程。定数 5 名、候補者 5 人であり、よって選挙規則第 23 条第 1 項の規定により次のとおり当選が確定し、選出された。(受付順)

日医代議員	林 弘 人
同	今 村 孝 子 (新)
同	中 村 洋 (新)
同	加 藤 智 栄 (新)
同	沖 中 芳 彦 (新)

日本医師会予備代議員の選出

矢野議長、「第 9 号 日本医師会予備代議員の選出」を上程。定数 5 名、候補者 5 人であり、よって選挙規則第 23 条第 1 項の規定により次のとおり当選が確定し、選出された。(受付順)

日医予備代議員	清 水 暢 (新)
同	山 下 哲 男 (新)
同	藤 本 俊 文
同	前 川 恭 子 (新)
同	萬 忠 雄 (新)

矢野議長 選挙関係の議事は終了いたしますが、

ただ今選出されました山口県医師会の会長、副会長、理事、監事、裁定委員につきましては、定款第 31 条の規定により、6 月に開催される定例代議員会において選定、選任される必要がありますのでご報告いたします。

また、日本医師会代議員及び予備代議員につきましては、日本医師会定款施行細則第 47 条の規定により、5 月 31 日までに日本医師会に報告することになっておりますので申し添えます。

—選挙終了—

会務報告 日本医師会代議員会の報告について

林 専務理事 3 月 25 日 (日) に開催された第



141 回日本医師会臨時代議員会について報告する。

冒頭の挨拶で横倉義武 会長は、「政府が国会提出の医療法及び医師法の一部改正法案が成立すれば、地域間での医師偏在の解消と地域の医療提供体制の確保が期待される。この仕組みを行政主導ではなく、地域医療を担い実情を知る医師が推進するべきであり、都道府県・郡市医師会が行政の対応相手として役割を果たせるよう支援していく。『働き方改革』については、医師自らが働き方を考え、変えていく時期にきており、会内委員会で検討し専門職能団体としての意見を 4 月中に取りまとめ、医療界の総意として意見を集約し、厚労省の検討会等に提示する。4 月から新たな専門医の仕組みが開始されるが、専門医機構への支援を通じて、改善すべき点は医学界、医療界が協調しながら改善し地域医療への影響に配慮した、適切な運用を目指していく。医療の AI や ICT の活用は一層進むが、情報漏洩のリスクは増すので日医は『医療等分野専用ネットワーク』の構築を通じて、医療分野の ICT 化の取組みの深化と安全性に対する責務を果たしていく」と述べられた。

続いて報告事項に入り、中川俊男 副会長から「平成 30 年度日本医師会事業計画」について、今村 聡 副会長から「平成 30 年度日本医師会予算」について報告された。また、橋本 省 財務委

員会委員長からは 1 月 19 日に開催された財務委員会における平成 30 年度日本医師会事業計画及び予算の案に関する審査の経過報告及び結果の報告が行われた。

続いて議事に入り、「平成 29 年度日本医師会会費減免申請の件」が上程され、挙手多数により承認・可決された。

その後、質問に移り、個人質問の中で本会の弘山直滋 常任理事が「地域医療構想と救急医療について」質問した。これについて日医の石川広己 常任理事は「地域医療構想の推進により、地域から病床や医師が減るのではない。人口変動等で医療ニーズが減少した結果、病床や医療機関、医師の数も減る事態にどう対応するべきかである。構想推進は医療機関が病床の必要量や他院の病床機能報告等を参考にし、自主的に自院が地域でどのような方向性を持つかを考え、その過程において調整会議が大きな役割を担うので、医師会の先生方のご協力をよろしく願います。救急医療に関しては、65 歳以上の救急搬送人員が増加している。患者受け入れ医療機関は、地域の二次救急や在宅支援を担う中小病院及び有床診療所で、初期救急を実施している医師会や会員である。人口が減少し医療資源が少ない地域では、救急医療体制の弱体化も危惧されるので、医療の切り捨てが起きないように、地域医療を守る地域の医療機関への財政的支援を国に対し働き掛けていく」と回答された。

その他、代表質問として「医師の働き方改革の問題について」（北海道ブロック）、「医師の働き方改革と医師不足地域における医療崩壊の危惧について」（関東甲信越ブロック）、「専攻医応募状況から見た今後の問題点について」（東北ブロック）等が、また、個人質問として「これからの医師会立看護師養成施設について」（和歌山県）、「新専門医制度における領域別偏在について」（東京都）等が提出され、それぞれ日医執行部が回答された。

詳細については『日医ニュース』第 1359 号を参照願いたい。

議事（報告事項）

報告第 1 号 平成 30 年度山口県医師会事業計画の件

濱本副会長 本年度、診療報酬と介護報酬の同時



改定が 6 年振りに行われたところだが、わが国の社会保障費は人口動態の変化を反映して増大している。さらに、平成 31 年 10 月に消費税率を 10%とする前提で生

じる財源は、本来ならば社会保障費に充てられるはずだった 2%アップ分が教育分へ移ったことにより、社会保障費の財源は減り、財政的な基盤が損なわれつつある。

山口県の財政も同様に厳しい状況にあるが、このような状況下においても、本会は県民の健康を守っていかねばならない。本県は既に 2025 年問題に突入している状況であり、われわれは、地域医療構想や地域包括ケアに対応していく必要がある。

新専門医制度が 4 月より導入され、医師不足・偏在の問題が簡単に解決されるとは考えにくい。が、県行政と郡市医師会、県医師会が一体となって、医学生・勤務医・女性医師との意思疎通が図られればと考えている。特に、地域の第一線で奮闘されている「かかりつけ医」の先生方が燃え尽きてしまわない工夫が必要で、他職種との連携がより良い地域の医療の提供に繋がる不可欠なものと考えている。

今年は維新 150 年の節目の年にあたるが、医師会自身の改革が最重要課題であり、新しい県医師会を築き上げていく必要がある。そのためには、次の時代を見据えた組織作りと人材の発掘が必要であるので、会員の先生方のご協力・ご理解を改めてお願い申し上げる。

以下の 10 の事業を重点として取り組んでいく。

1. 医師会立看護学校の存続
2. 特定健康診断の受診率の向上
3. 医学生・研修医の県内定着促進
4. 診療報酬・介護報酬同時改定に対する迅速対応
5. 地域包括ケア促進の医師確保
6. 郡市医師会・関係団体との連携
7. 山口大学との連携

8. 広報活動の会員への浸透・理解
9. 医療事故調査制度の一層の充実
10. 災害救急医療の実践的研修

実施事業—地域医療・健康・保健を福祉する事業 生涯教育

新専門医制度が今年度からスタートすることもあり、研修セミナーでは、引き続き専門医の認定・更新に必要な共通講習の単位が取得できるようにしていく。

今年度の山口県医学会総会は下松医師会の引き受けで 6 月 17 日に開催されるので、各郡市医師会の先生方の多くのご参加をお願いします。なお、当日は昨年度も実施し非常に好評であった、将来、医師を目指している中高生などを対象とした医師の職業体験事業を開催する予定である。

医療・介護保険

平成 30 年度の診療報酬改定率は、薬価制度の抜本改革の影響があり全体でマイナス 1.19% だったが、本体はプラス 0.55% となった。今回の医療保険・介護保険の同時改定の中身や影響を検証し、次期改定に反映させていくよう中国四国ブロック協議会や、日医の診療報酬検討委員会へ積極的に意見を提出していく。保険請求の審査、保険指導等への対応は、従来どおり郡市医師会担当理事協議会や社保・国保審査委員連絡委員会、審査委員合同協議会等で協議し、会員への周知徹底を図っていく。

介護保険は、介護報酬の改定に伴う情報提供を適宜行う。特に「介護医療院」の創設もあり、転換の状況に留意しながら適宜対応していく。

地域医療

平成 28 年 7 月に策定された地域医療構想の実現に向けて、各地域の調整会議で議論が進められているが、逐次、検討状況や課題を把握し、医療機関相互の協議と医療機関による自主的な取り組みが円滑に進められるように対応していく。

災害医療対策では、「JMAT やまぐち」の事前登録を引き続き進めるとともに、研修会及び実践的な訓練を企画していく。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、引き

続き郡市医師会の取組みを支援する助成事業を行う。

有床診療所関係では、全国有床診療所連絡協議会総会を本県引受けにより 7 月末に開催し、実りある大会とする。

地域保健

本県の特定健診の受診率は非常に低く、平成 28 年度の市町村国保集計では全国最下位の状況にある。本会としても、保険者や行政等を含めた関係者と連携して各々の課題を共有し、受診率向上に向けた対応策を検討していく。

がん検診においても同様に受診率は低く、休日及び平日夜間がん検診体制の整備、緩和ケア研修への協力、胃内視鏡検査の追加に対応した研修会の開催等により、県民が受診しやすい環境づくりを進めていく。

学校保健では、健診項目の変更を踏まえ、時代に合わせた『学校医の手引き』の改訂作業を学校医部会で進めていく。また、学校でのがん教育が始まるので、学校医の先生方は、学校から講師の依頼があった場合には、ご協力をよろしくお願ひしたい。がん検診の受診率の低さを改善するためにも、子どもの頃からのがん教育が重要であると考えている。

感染症対策については、感染症発生動向調査（サーベイランス）を注視し、薬剤耐性菌（AMR）対策等についても、関係者と情報共有して会員への情報提供等に努める。

産業保健については、事業場における治療と職業生活の両立支援体制の構築が重要となっており、引き続き労働局や山口産業保健総合支援センター等と連携して、産業医にとって現場で役立つ研修を実施していく。

広報・情報

会報及びホームページについては、引き続きコンテンツの充実を図り、本会からの情報発信の強化をさらに進めていく。また、県民により親しみをもってもらうための本会のシンボルとなる「キャラクター」の検討、県民への「山口県医師会の活動等に関するアンケート調査」を実施し、効果的な広報に努めていく。

花粉情報については、引き続き県下 21 か所の測定機関の情報に基づいた飛散情報を提供する。また、今年度は隔年開催の県民公開講座「花粉症対策セミナー」を開催する。

医事法制

医療事故防止対策として、冊子『医療事故を起こさないために』の改訂（第 4 版）を行い、会員への周知徹底を図っていく。

医療事故調査制度に伴う県内の調査支援体制（解剖及び Ai）については、各施設と連携を継続して体制整備に努める。また、県内の支援団体（12 団体）の中核として、「山口県医療事故調査支援団体連絡協議会」を主催し、各団体との連携強化を図り、発生する事案に対して速やかに対応するとともに当該医療機関等の院内調査の支援にあたる。さらに、国の医療事故調査・支援センター（日本医療安全調査機構）と緊密な連携を図り、事案の調査については、会員を含めた医療機関関係者及び国民の期待に応えられるよう対応する。

勤務医・女性医師

勤務医については、病院勤務医懇談会等によるニーズの把握とその対応、医局長連携によるネットワークの構築、地域に出向いての『なんでもトーク』情報交換会』を引き続き開催し、関係機関との連携を緊密にし、医師会活動への一層の理解と勤務医の加入促進を図っていく。

平成 30 年度から導入された新たな専門医制度は行政、大学等と連携して山口県専門医制度協議会等で協議し、医師が地域医療に従事しながら専門医資格が取得できる環境整備を促進していく。

女性医師については、育児支援をはじめとした“働き方の多様性”に配慮したサポートを充実させるとともに、医師会活動への積極的な参加を促進させるため、各都市医師会における男女共同参画に向けた事業の実施を支援する費用の助成を引き続き実施していく。また、医学教育との連携に努め、女子学生に限らず男子学生にも講義や交流会の機会を捉えて積極的に活動を伝えていく。

医業

医師会立看護職員養成所は、応募者数の減少や

専任教員・実習施設・補助金の確保などの課題を抱えて厳しい状況の中にあるが、各校の努力により、将来を担う看護職員を輩出し続けているところである。本会としては、安定した運営のための各種支援を引き続き行い、今年度新たに「学校課題対策検討会（仮称）」を設置し、学校を所管する医師会長や校長、事務長等に参加いただいて具体的な対策を検討していく。

労務対策については、平成 29 年 3 月に働き方改革の実行計画が閣議決定され、今後は医療界においても大きな変革が求められる。本会としても国や日医の動きを注視し、県が設置する山口県医療勤務環境改善支援センターと情報共有・連携して各医療機関の職場環境整備を進めていく。

法人事業

組織

本会は、組織強化・活性化が急務であり、会員一人ひとりが専門職能人としての矜持を持って積極的に医師会活動に参画・貢献できる組織、スピード感と透明性を図りつつ、常に向上心を持った組織を目指していく。

また、研修医及び勤務医をはじめとする会員増に努め、医師会の役割や活動について理解を深めていただくため、臨床実習前の山口大学医学部 4 年生を対象にした講義を行うなど、若い医師等への入会促進を積極的に図り、地域医療への貢献・医師会活動への参画を推進する。

報告第 2 号 平成 30 年度山口県医師会予算の件

香田理事 平成 25 年度より一般社団法人に移行



し、実施事業、その他事業及び法人事業の 3 つの会計区分に分けて表示している。

当期収入の総額は 5 億 7,047 万 2 千円で、対前年

比 9,130 万 3 千円の増となった。支出の総額は 5 億 5,284 万 6 千円となり、当期収支差額は 1,762 万 6 千円となった。

収入の部

大科目 I の会費及び入会金収入は 2 億 6,502 万 2 千円であり、前年度に対して 115 万円 3 千

円の減となっている。予算積算に用いた会員数は1号会員1,285人、2号会員866人、3号会員420人で総会員数は2,601人であり、前年度と比較すると1号会員は7名減少したものの3号会員の増加により総会員数は前年度より12名増となったが、予算額については前年度よりも0.4%の減額となった。

入会金収入では、前年度の納入実績を勘案して1,500万円を見込んでいる。

当期収入総額に対する会費・入会金収入の割合は約55.5%となっている。

大科目Ⅱの補助金等収入については1億2,357万5千円で、補助金収入の535万3千円の増額は、新規にかかりつけ医機能研修制度支度金の10万円や全国有床診療所連絡協議会山口大会助成金の500万円の増額によるものである。

委託費収入は7,127万7千円で前年度より830万6千円の減額となった。

大科目Ⅲの雑収入は4,717万2千円で、山福株式会社の配当金が前年度の400万円から800万円になったこと等により405万9千円の増加となっている。

平成30年度山口県医師会予算

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

収入の部		支出の部		(単位:千円)
科目	予算額	科目	予算額	
I 会費及び入会金収入	265,022	I 実施事業	195,278	
1 会費収入	250,022	1 生涯教育	16,297	
2 入会金収入	15,000	2 医療・介護保険	12,341	
II 補助金等収入	123,575	3 地域医療	46,716	
1 補助金収入	39,998	4 地域保健	34,893	
2 委託費収入	71,277	5 広報・情報	19,461	
3 負担金収入	11,900	6 医事法制	6,968	
4 寄付金収入	400	7 勤務医・女性医師	37,144	
III 雑収入	47,172	8 医業	21,458	
1 雑収入	47,172	II その他事業	48	
IV 特定預金取崩収入	134,703	1 収益	48	
1 役員退職金引当預金取崩収入	58,930	III 法人事業	325,832	
2 職員退職給与引当預金取崩収入	25,772	1 組織	37,389	
3 財政調整積立金取崩収入	50,000	2 管理	288,443	
4 会館改修積立預金取崩収入	1	(1) 報酬	74,018	
		(2) 給料手当	126,360	
		(3) 福利厚生費	20,755	
		(4) 旅費交通費	16,000	
		(5) 会議費	3,000	
		(6) 需用費	16,900	
		(7) 備品購入費	1,000	
		(8) 会館管理費	14,910	
		(9) 渉外費	3,000	
		(10) 公課並びに負担金	12,000	
		(11) 雑費	500	
		IV 借入金返済支出	9,000	
		1 会館運営協力金返済支出	9,000	
		V 特定預金支出	22,688	
		1 役員退職金引当預金支出	16,600	
		2 職員退職給与引当預金支出	6,088	
		3 財政調整積立預金支出	0	
		4 会館改修積立預金支出	0	
当期収入合計(A)	570,472	当期支出合計(C)	552,846	
前期繰越収支差額	349,726	当期収支額(A)-(C)	17,626	
収入合計(B)	920,198	次期繰越収支差額(B)-(C)	367,352	

大科目Ⅳの特定預金取崩収入は1億3,470万3千円となっている。今年度は役職員退職金取崩し収入を計上したので増額幅が大きくなっている。

以上の結果、当期収入合計は5億7,047万2千円となっている。

支出の部

大科目Ⅰの実施事業費は1億9,527万8千円、対前年比633万6千円の増額となっている。実施事業は8つの事業としている。

実施事業1の生涯教育は1,629万7千円の計上で、166万4千円の減額となっている。これは山口県医学会誌の発行が業者の見直しにより150万円の安価となったためである。

実施事業2の医療・介護保険は1,234万1千円の計上で、88万7千円の減額である。これは、昨年度は医療介護同時改定説明会に要する費用を計上していたが、この減額と、郡市介護保険担当協議会の会議費の減額によるものである。

実施事業3の地域医療は4,671万6千円の計上で、新規として医学生の県内定着支援事業に100万円を計上している。また、今年度の全国有床診療所連絡会議総会を本県の引き受けで開催するための経費等を計上しており1,200万円の大幅な増額となっている。

実施事業4の地域保健は3,489万3千円を計上しており、167万1千円の増額となっている。これは特定健診並びにがん検診の受診率が低いため、この対策費用の増額である。

実施事業5の広報・情報は1,946万1千円を計上しており、339万9千円の減額となっている。これは会報作成費が151万7千円削減できたこと、また、情報関係で昨年度、県民向けのホームページのリニューアルの費用を計上していたが、その差額分が254万5千円となったためである。なお、会報印刷費については17%相当分を法人会計で計上している。

実施事業6の医事法制は696万8千円の計上である。なお、医事紛争対策においては、一般社団法人移行に伴い238万4千円は法人会計に計上している。

実施事業7の勤務医・女性医師は3,714万4千円で、501万1千円の減額となっている。こ

の要因は山口県医師臨床研修推進センター事業において、臨床研修病院合同説明会が昨年度までは5回あったが今年度から4回になったため、300万円余の減額となったためである。

実施事業8の医業は2,145万8千円である。医療従事者確保対策では、新規に看護学校の課題対策検討会を設置した。また、看護学院の助成を220万円増額した。

大科目Ⅱのその他事業は山口県労働保険事務組合事業を収益事業の経費として計上している。

大科目Ⅲの法人事業は3億2,583万2千円の計上で8,519万8千円の増額となっている。これは役員改選に伴う退職金の支出と2名の職員の退職による退職金の支出によるものである。

大科目Ⅳの借入金返済支出は会館運営協力金返済支出として900万円を計上している。これは本年4月1日で70歳を迎えられる1号会員並びに退会会員に対して拠出金を返済するものである。

大科目Ⅴの特定預金支出は2,268万8千円を計上している。これは役員退職金引当・職員退職給与引当のための預金支出である。財政調整積立金・会館改修積立預金は、新公益法人制度へ移行したため、積み立てていない。

なお、新会計基準に基づき、経常収益、経常費用をあげている。経常収益は補助金・委託費収入が主だが、会館運営協力金返済900万円は含まれていない。経常費用については管理費等の共通経費を各事業に配賦し、合算した額を計上している。実施事業では渉外費、会議費は計上できないため法人事業へ繰り入れている。また、収支予算では計上していない減価償却費を計上している。

以上で予算関連議案の説明を終える。

質疑応答

(1) 地域医療情報連携ネットワークの構築について

森谷浩四郎 代議員 (宇部市) 医療情報の共有は地域包括ケアシステムを多職種協働で支えるために重要であるとの認識で、ITを利用した地域医療情報ネットワークの構築がなされている。地域医療介護総合確



保基金などを原資とするが、運営や更新の費用の捻出は困難である。山口県における行政の取組みに関して、県医師会の評価並びに今後のビジョンについてお聞きしたい。

①ネットワークシステムの内容の全県的なモデルが示せないか

医療情報ネットワークの多くは、詳細な検査情報、カルテ内容、治療内容などを公開することに力点が置かれる。情報を公開する病院と参照する施設という構造が主であり、参加者同士の情報の発信・受信は容易ではなく、負担費用の問題も含めて医療機関以外の参加は困難である。グッドプラクティスから標準モデルを描けないか。

②運用における支援ができないか

構築に多額の資金が必要だが、維持費用、更新費用も高額である。参加に伴うインセンティブが不十分な現状では、維持費用、更新費用にも基金からの充当が必要ではないか。

弘山常任理事 県内の地域医療連携情報システムは、岩国、下関、宇部・小野田、長門、萩の5医療圏において整備され、さらに基金を活用して、医療・介護の連携の推進に向けたシステムへと拡充されている。また、柳井、周南、山口・防府の3医療圏においても、システム整備に向けた調査・検討会議が行われ、これから本格的に進められるところである。

まず、本会の評価については、稼働しているネットワークは各郡市医師会を中心に検討・構築され、厚労省標準規格に準拠し、今後の汎用性も確保されたものである。

医療機関においては、他施設の診療情報の把握等による医療の質の向上、薬剤重複投与の回避や禁忌・アレルギー情報の共有等による医療の安全性の向上、検査や処方書の重複回避等による患者中心の医療サービスの向上など、システム導入による効果が得られている。

しかし、介護連携や在宅医療の推進への効果については、ご指摘の課題等もあり、システムの活用方法を踏まえて、これから検討し、改善が図られていくものと考えます。

①標準モデルについては、厚労省のホームページの中にある「医療情報連携ネットワーク支援

Navi」において、政府ガイドラインや標準規格関連の資料等が掲載されており、全国的事例についても概要や構築手順などが紹介されている。いずれにしても、各地域で必要とされる実情に沿った運用やシステムにすることが重要であり、本会としても県内の状況や運用の成功例等を把握しながら各郡市医師会と情報を共有していく。

②維持費用、更新費用については、国の基金の制度では、維持費用は補助の対象経費とならないが、更新費用は補助対象に含まれている。しかしながら、県が進める「地域医療介護連携情報システム整備事業」は基金（国2/3、県1/3）を財源とし、地域の実情を踏まえ、実効性のある、持続可能な新たなネットワークシステム構築に対して支援する事業であり、これまでは初期導入費用のみを補助対象として、維持費用、更新費用は補助対象としていない。

このため、システムを運用されている郡市医師会では、サーバ設置施設と情報閲覧施設の利用料金だけでなく、会員からの分担金等も加えて、運用費用や更新費用を捻出されている地域もあるのが実情である。

本会としては、更新費用については、ご指摘のとおり基金を充当していくことが必要と考えるので、引き続き郡市医師会と協力し、一体となって県に対して更新費用を補助の対象としていくことを要望していく。

最後に、今後のビジョンについて、県内の全医療圏においてシステムが整備され、それらすべてが繋がって利用できるシステムが構築されることは理想である。しかしながら現時点では、技術的、財政的な課題等もあることから、その必要性も含めた今後の方向性については、各医療圏の整備状況や医療現場の動向、全国的な整備状況等も含めて精査し、必要に応じて、関係機関、郡市医師会の先生方と一緒に検討していきたいと思うので、ご協力をお願いします。

木下代議員（下関市） 今の回答は非常に消極的だと思う。森谷代議員の質問の主旨は、全国的に統一してどこでも使えるシステムを国主導で構築できないかということだと思う。県医師会として日医を巻き込んで全国的に共有できるシステムを

構築するよう要望すべきだと思う。国主導で行えば維持費もかからないと考える。そのような方向でいかないと、山口県内でもいくつか運用されているが全く互換性がなく、セキュリティの問題もあり、非常に使い勝手が悪いので、県医師会としても全国的な展開ができるよう要望していただきたい。

弘山常任理事 山口県では、数年前に県が主導で“Yamame-Net”をつくったわけだが、なかなか上手くいかなくて駄目になったという経緯がある。一方、日医においては医師会主導でやろうという機運ができており、委員会等も立ち上がっているが、すぐに動くという状況にはなく、数年先を見据えたものようである。日医に対しても働きかけていきたいと考えている。

(2) 国民皆保険制度の堅持について

弘田直樹 代議員 (柳井) 国民の長寿化を医療行政、公衆衛生行政の賜と持ち上げる一方で、結果として当然にもたらされる高齢化、それに伴う医療費の増加への対応に妙手なく、財源の補充ではなく医療費削減にばかり向かっているのは周知のとおりである。

先日、財界人を含めた会議において、風邪で受診する患者の窓口負担を増やそうという提案がなされたと報道されていた。国民皆保険制度の財政基盤の脆弱さは叫ばれて久しく、世界に冠たる医療制度、国民の健康増進をもたらしてきた当該制度を守るべく節減ばかりが指向されてきたが、これまでを支えてきた高齢者から搾り取るような政策はいかなるものかと思っていたところ、報道によれば在日する家族のもとに身を寄せたり、留学や一時的な仕事で訪日した外国人が、ある一定の条件を満たせば皆保険制度の適用になることを悪用して高額医療のためにだけ来日する例が横行しているそうである。以前、医療ツーリズム、あるいはTPPによる皆保険制度の破壊が危惧されて、幸いこちらは現在のところ事なきを得ている状況だが、その恩恵を受けるべき国民には本来の趣旨を曲げるような要求を提案する一方で、その

運用において斯様な抜け道を放置するとはお人よしにもほどがある。そもそも本制度は日本人が毎月、給料の一割以上を納め、同額を企業が納めて支えている相互扶助制度である。その精神はおろか、具体的な貢献もしていない外国人にどうして自国民と同様のサービスを受けさせねばならないのか。山口県では外国人への保険給付についてはどう対応しているのか。国民皆保険制度の堅持に対する見解を問う。

萬 常任理事 留学生であれば3か月以上の滞在や、労働者であれば常用雇用者である場合は公的医療保険への加入が義務付けられている。2012年に住民基本台帳法が施行され在留管理制度が始まり、常用雇用関係のない外国人についても住民登録を行った3か月を超えて日本に滞在することが見込まれる者は国民皆保険の適応になるが、これが諸悪の根源である。国の施策としては、外国人労働者などを公的医療保険へ積極的に加入させる方向にあるようである。

ご指摘の高額療養費制度を目当てとした、悪意のある事案については、国は在留外国人による国民健康保険の不適正事案について、平成29年3月に全国調査を行ったが、県医務保険課の回答によると、山口県においては、その可能性のある事案は確認されなかったということである。

その後、国は偽装滞在による不適正事案を防止するための方策として、法務省との連携により、平成29年12月に不適正事案に関する通知制度を試行的に創設し、厚生労働省保険局国民健康保険課長から都道府県民生主管部(局)並びに国民健康保険主管課(部)長宛に「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について」を発出し、全国の市町村に周知している。

制度の概要は次のとおりである。

- ① 外国人が国保の加入資格を取得した後1年以内に、市町村に対し限度額適用認定証の交付申請を行った場合など、高額な医療を受ける可能性が高いと市町村が判断した場合には、その外国人から在留資格や就労状況などの聞き取りを行う。
- ② 市町村が①の聞き取りを行った結果、偽装滞在の可能性があると考えられる場合は、所管の入

国管理局に通知する。

③ 入国管理局は、必要な調査を行い、偽装滞在である場合には在留資格を取り消し、②の通知を行った市町村に回答する。

④ 市町村は、在留資格が取り消された外国人の国保加入資格を消除し、その時点までの不正利得分について給付費の返還請求を行う。

この調査の試行期間は本年末となっているので、調査結果を踏まえ、場合によっては医療機関側の視点から対応を検討していく必要があるかと考えている。

こうした中、全国的にも訪日外国人の増加を受けて、かつてないレベルで外国人医療対策が求められていることから、日医としても医療対策について本格的に議論を進めることとしている。7月には都道府県医師会等からなる「外国人医療対策会議」を立ち上げ、外国人医療対策に特化した議論を始め、8月以降には新たな会内委員会「外国人医療対策検討委員会」（仮称）を設置し、同会議で問題提起された点や、さらには政府の議論や未来投資戦略なども踏まえて検討をすることとされている。

このため本会としては、これらの検討状況や関係機関の動向等を踏まえて、皆様方へ情報提供を行うとともに今後の対応について検討していくこととしたい。

河村会長 このような問題が起こった時の県内での対応案の一つとして、外国人の高額医療の場合は個別に対応していると情報が全く入ってこないもので、県内の限られた病院に患者や治療体制を集約して、そこで行うという方向性も考えられる。

(3) 看護学校に対する支援について

赤司和彦 代議員（下関市） 4月6日の下関市



医師会臨時総会で、下関看護専門学校今後の経営に関して、会員の経済的負担を求めて運営することが決議された。この決議には反対意見も多く、会長に託された委任状を以っての決議であった。反対意見

の理由としては、経済的負担が年間 4,000 万～

7,000 万円に及ぶ試算を示したことに由来する。金額がこれほど大きくなった原因としては、①熊本地震により医師会館が倒壊の危機に見舞われ、校舎として使用する建物に関する負担が増えたこと、②学生数の減少による校納金収入の減少、③山口県より受給している補助金（看護師等養成所運営事業及び施設整備事業）の先行きが見えないこと、の3点が挙げられる。このうち当該補助金は年間 3,000 余万円におよび、これに依存する割合は大きい。われわれは地域で看護師を養成することは地域医療の基礎と考える。

当該補助金は地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅲを原資としてしていると考えられるが、今後、減額や廃止の噂もある。当該補助金が存続、さらに増額されるよう県医師会から山口県当局、国への働きかけを行っていただきたい。また、県医師会では、医師会立看護学校を有する郡市医師会に対するさまざまな支援を計画されていると聞き及ぶ。支援の内容、進捗状況については是非お聞かせ願いたい。

下関看護専門学校は経営危機にあり、補助金や県医師会の支援に依存せざるを得ない現状がある。学校存続のために県医師会の支援をお願いしたい。

沖中常任理事 全国的に 2025 年には 190～200 万人の看護職員が必要と推計されているが、現状のペースでは 10～20 万人の看護職員が不足すると考えられ、本県においても看護職員不足に陥ることが予想される。

事実、昨年郡市医師会看護学校担当理事・教務主任合同協議会において、看護職員の需給について県の担当者から当初の想定よりも卒業生の輩出が少なく、見通し通りに進んでいないとの発言があった。また、本県における毎年の看護職員養成において県外流出が流入を約 300 人上回る状況となっている。こうした中、医師会立看護学校は、卒業生の県内就職率が高く、地域に即した看護職員養成所と言え、その役割はますます必要不可欠と考える。

地域医療介護総合確保基金に関する減額や廃止のご懸念について、県に確認をとったところ、看護職員養成支援は重要課題と捉えており、現時点

では廃止といった話は出ていないと言っている。

下関看護専門学校の運営状況においても、当該補助金の必要性は非常に高いところだが、この補助金は、看護職員養成所の規模等、具体的には課程、学生数、教員数等に応じて補助されるので、これらに準じて補助金の増減はある。

本会としては、卒業生の県内定着率を考慮した県独自の助成基準の導入なども含め、引き続き国や県知事、国会議員や自民党等に対して、充実した補助金の要望をはじめ、施策のより有効かつ現実に即した制度転換等を強力に申し入れていく。

次に、本会の取組みについて、各看護学校への補助金支給については 27 年度までは准看護課程 60 万円、看護課程 50 万円であったが、28 年度は准看護課程 75 万円、看護課程 62 万 5 千円に増額、29 年度は准看護課程 100 万円、看護課程 80 万円に増額し、さらに今年度は准看護課程 120 万円、看護課程 100 万円とし、3 年間で倍額にするほどの最重要事業として取り組んでいる。

加えて、昨年度からオープンキャンパス助成事業、PR 用ポスターの作成、並びにスキルアップ研修会助成事業など新たな取組みによる支援を続けている。

この難局を一つの学校や医師会の問題とせず、「オール山口」体制を打ち出して、学校を所管しない郡市医師会にも協議会に参加してもらい、諸課題の共有や学生の募集、PR 等にご協力をいただいている。

また、今年 2 月の郡市医師会長会議でのご要望を受け、今年度は学校を所管する医師会長、校長、事務長等に参加していただく「学校課題対策検討会（仮称）」を立ち上げ、各学校がもつ課題を共有し、より具体的な有効策を検討することとして、9 月頃に第 1 回の開催を予定している。

このため、この会議が各学校の有効な手立てとなるように、各学校及び医師会がもつ課題を詳細に取り纏めることとしているので、各学校及び運営医師会のご理解ご協力をお願いしたい。

本会としても、看護職員養成は地域医療への貢献度が高いものと認識し、各学校の要望を可能な限り取り入れ、可能な限りの支援を行うこととしているが、各学校・医師会においても喫緊の課題

や将来のあり方等について検討されるとともに、今後の山口県に予想される看護職員不足を「オール山口」で乗り切っていきたいと考えるので、ご協力をよろしく願います。

赤司代議員 下関看護専門学校の場合は不足している金額が大きく、医師会立の看護学校であることから会員に支えてもらわなければならない状況になっているが、そうなると A 会員一人あたり年間約 25 万円の負担となってしまう。会員の負担が大きくなると医師会を退会する会員が多数出ることが危惧され、これも地域医療の崩壊に繋がると思われるので、そのような視点でこの問題を考えていただければと思う。

河村会長 看護学校の問題に関しては 4～5 年前からあがっており、会長に就任して以来、最重要課題として取り組んでいるが、まだまだ大変な状況にあり、今後も一生懸命後押ししていきたいと考えている。

神徳代議員（防府） 医師会立の看護学校は厚生労働省の管轄の学校であるが、われわれが地元でライバルとして競っている看護学校は文部科学省の管轄である。そこには大きな違いがあり、後者の学校には国から多額の補助金が入ってくるが、われわれの学校には厚労省からの補助金が入ってくるのみである。その差を明白にしようとして、さまざまな努力を重ねたが叶わなかった。そこで、今できることとしては地域医療介護総合確保基金の中の配分方針について、事業区分Ⅰは建物の改造等にかかる費用、Ⅱは在宅医療、Ⅲは医療人材の確保であり、総額は決まっているがⅠ、Ⅱ、Ⅲの間で流用ができないとのことであり、これは県に要望しても、Ⅲの中のお金しか使えないと回答される。現在、Ⅰに関して申込みをしている医療機関は大変少なく、お金が余った状態で国に返還されていると思われるのでⅠ、Ⅱ、Ⅲの中で流用できるように国や県にお願いしていただきたい。

河村会長 国はⅠ優先である。県内の多くの看護学校の建物は老朽化していると思うが建て直せないのかというと、そんなことはないと思う。他県

の看護学校の例をみても、看護学校単独ではなく、地域包括ケアを行うような在宅の訪問看護ステーション等、公的組織の一部を建物の中に入れてしまって、そこから家賃収入を得るようにしている所もある。そのような方法もあるかと思うので、今後も会員の先生方とともに研究しながら対応していきたい。

閉会挨拶

河村会長 会長に就任して2年が経過しました。就任当初、迅速性と透明性というキーワードを述

べたと思いますが、なかなか思うようにいかない部分もあります。この2年間は小田前会長の遺産でやってきたところもありますが、これからは自分の色を出していかなければなりません。そのためにも、皆様方からご意見並びにご協力をいただきながら新しい県医師会をつくっていきたくと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

傍聴印象記

広報委員 石田 健

平成 30 年 5 月 17 日、山口県医師会において開催された臨時代議員会を傍聴させていただいた。最初に河村会長の挨拶の後、まず、代議員会議長に宇部市の矢野先生が、副議長に長門市の天野先生が選定された。続いて会長、副会長、理事、監事、裁定委員、日本医師会代議員などの候補者の選出が行われた。

次に、会務報告として林 専務理事から第 141 回日本医師会臨時代議員会についての報告がなされた。

その後に議事（報告事項）として、濱本副会長が平成 30 年度山口県医師会の事業計画を説明され、協力並びに理解をお願いされた。続いて香田理事が平成 30 年度山口県医師会予算について説明された。

質疑応答では事前に通告のあった3題の質問がなされた。

まず、宇部市の森谷代議員の地域医療情報連携ネットワークの構築に関する質問に対して、地域医療担当の弘山常任理事が「地域の実情に合った運用は必要であり、今後も地域の必要性に応じて検討していく」と回答された。追加質問として下関市の木下代議員から、「今は使い勝手が悪いので全国的に利用できるシステムにすべき」との提

案がなされた。弘山常任理事は「日本医師会は積極的であり、検討会が立ち上がっている」と回答された。

2 番目の質問は柳井の弘田代議員の国民皆保険制度の堅持についてで、これに関して医療・介護担当の萬 常任理事が「県に確認したところ、すでに厚労省から在留外国人の国民健康保険適用の不適正案件に関する通知制度が試行的に創設されており、その円滑な運用につき配慮してほしいとの連絡があった」と回答された。さらにこの質問に関して河村会長から「外国人の高額医療は一つの病院に集約して治療を行うという方法もあり、そうすると自ずから病院が決まると思う」との回答があった。

3 番目の質問は下関市の赤司代議員の看護学校に対する支援についてのお願いであった。これに関して医業担当の沖中常任理事から「県は現時点では補助金の廃止は決定していない。学生数に応じて金額の増減はある。県医師会としては県と国に補助金の増額を要求している」との回答であった。また、河村会長からは「下関市では校舎の建設費用が問題であると思う。県医師会も一生懸命後押ししたい」との発言があった。